

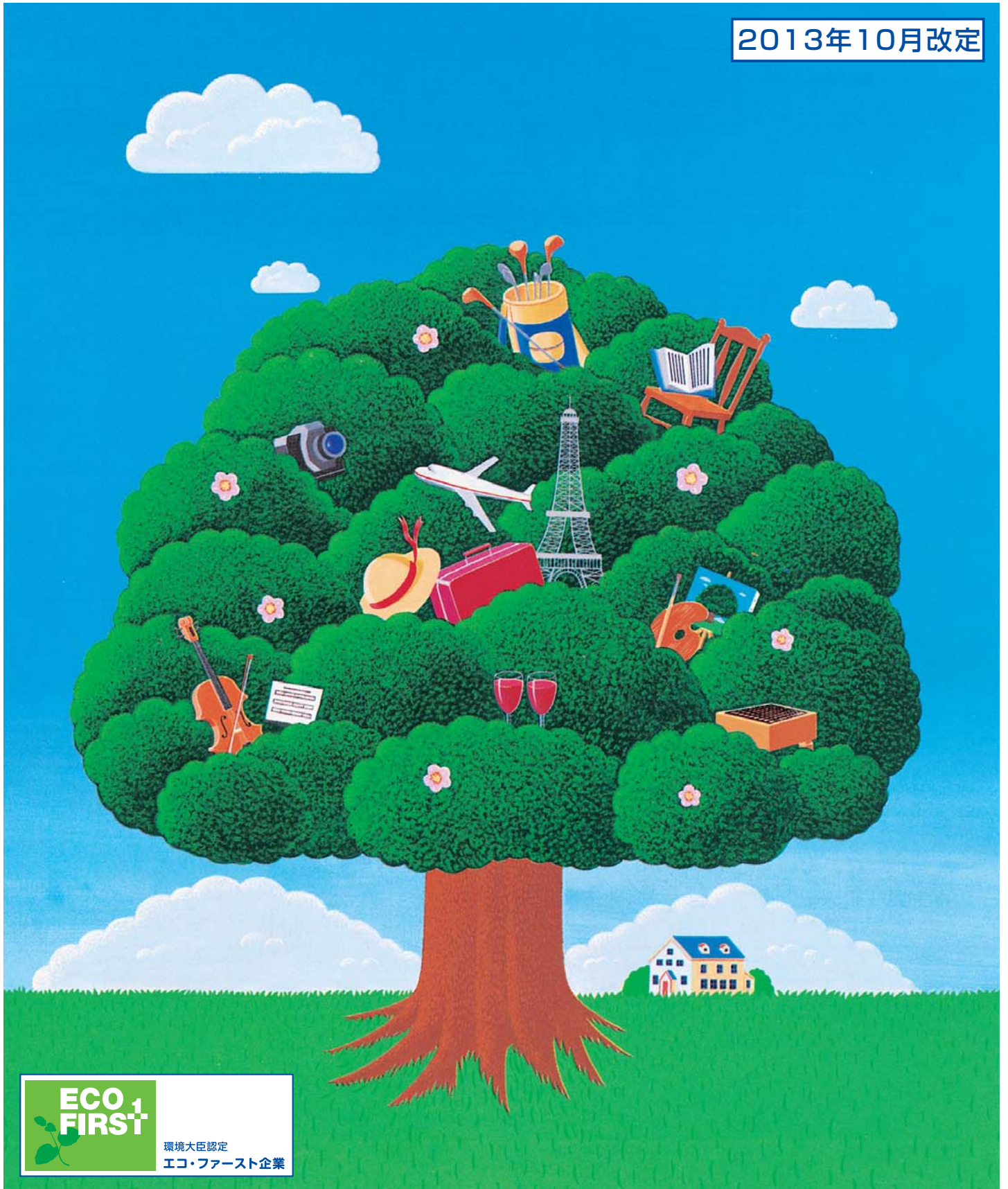
年金払積立傷害保険 ゆとり樹



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2013年10月改定



**ECO 1
FIRST**

環境大臣認定
エコ・ファースト企業

セカンドライフの資金準備は万全ですか？



セカンドライフ資金のご準備に…日本興亜損保の『ゆとり樹』

1. セカンドライフに給付金を年金払!

働き盛りの間に保険料を積み立て、老後に給付金を年金払で受け取る保険です。

2. 万一のケガによる死亡・重度後遺障害を補償!

ご契約時から給付金お受取終了までの間に、交通事故や火災など不慮の事故にあわれて亡くなられたり重度後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。



3. いざというときのキャッシングサービス!

給付金支払開始前に、旅行・レジャーなど急に資金が必要となった場合、簡単な手続きで便利なキャッシングサービス(契約者貸付)が受けられます。

(貸付金額は5万円以上で契約者貸付請求書に記載の範囲内の額とさせていただきます。ただし、ご契約期間の初日から2か月未満の場合、給付金支払開始前4か月未満の場合、または質権が設定されている場合など、ご利用いただけない場合があります。)

4. ご契約いただいた方への頼れるサービス!

「ゆとり樹」のご契約者とそのご家族なら、どなたでも介護関連相談、年金・税務・法律相談など「日本興亜ふれあいサークル」の無料電話相談サービスをご利用いただけます。

※詳しくは「日本興亜ふれあいサークルチラシ」をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

税法上の取扱い

- (1) 毎年お受取りになる給付金(基本給付金、増額給付金および加算給付金の合計)から必要経費を除いた金額は雑所得となり、他の所得と合算のうえ、所得税の対象(総合課税)となります。
 - (2) 毎年お受取りになる給付金について、課税対象額*1が25万円以上となる場合は、その金額の10%*2が源泉徴収されます。
*1 課税対象額=毎年お受取りになる給付金 - (毎年お受取りになる給付金 × $\frac{\text{払込保険料総額}}{\text{給付金お支払総額}}$)
*2 平成25年から平成49年までは、復興特別所得税込で10.21%です。
 - (3) ご契約者(保険料負担者)と給付金受取人が異なる場合、給付金受取人は、給付金受取開始時に給付金を受け取る権利をご契約者から贈与によって取得したことに対する税法上の対応が必要となります。
 - (4) ご契約期間の初日から2年以内に将来の保険料のすべてを前納されたご契約をご契約期間の初日から5年以内に解約された場合、解約返れい金と払込保険料総額との差額について源泉分離課税され、税率は20%(所得税15%、地方税5%)*3となります。
*3 平成25年から平成49年までの源泉分離課税の税率は、20.315%(所得税・復興特別所得税(合算)15.315%、地方税5%)となります。
 - (5) 上記(4)以外の解約の場合には、「解約返れい金」と「払込保険料総額から既にお受取りになられた給付金の雑所得の計算上、必要経費に算入した金額を除いた金額」との差額は一時所得となり、他の所得と合算のうえ課税されます。
- ※1 上記(1)および(5)について、給付金受取開始日以後に相続や贈与などにより給付金を受け取る権利を取得された方に対する税法上の取扱いは、それぞれ上記の取扱いとは異なります。
- ※2 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。(2013年4月現在)

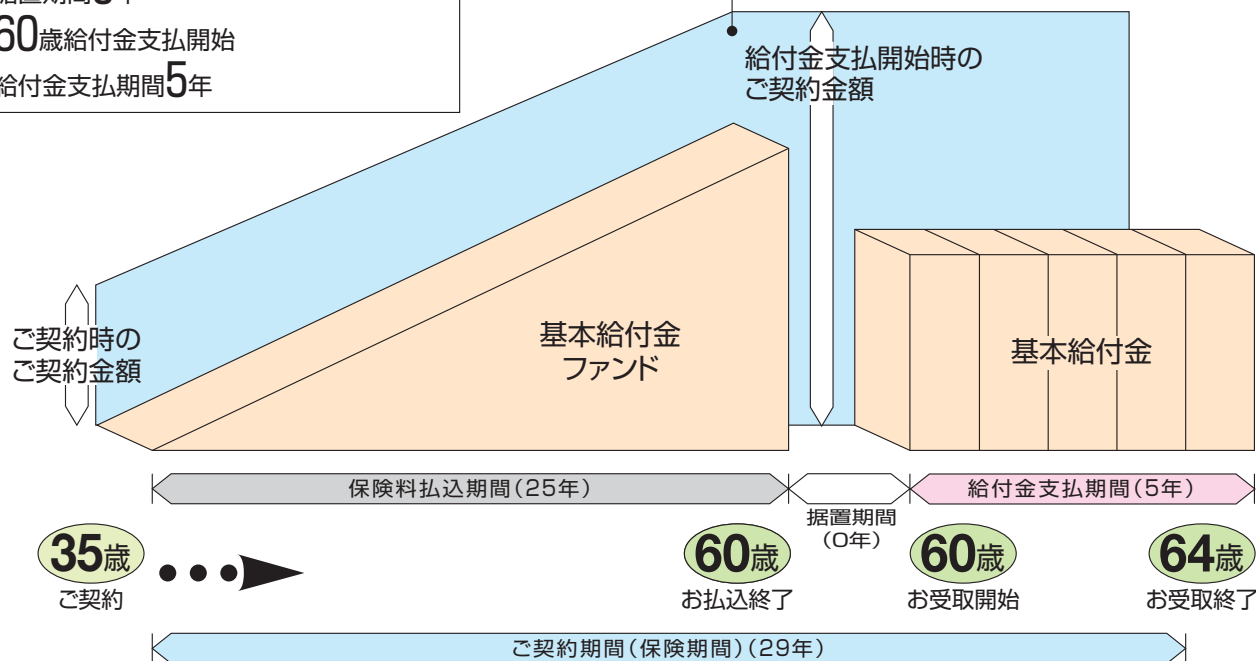
働き盛りの今から育てる『ゆとり樹』！

〈モデルケース〉 5年・確定型

- ご契約タイプ 確定型(定額払)
- ご契約時年齢 **35**歳
- 60**歳保険料払込終了(払込期間**25**年)
- 据置期間**0**年
- 60**歳給付金支払開始
- 給付金支払期間**5**年

死亡・重度後遺障害保険金額

ご契約金額は保険料払込期間終了時まで毎年増加し、それ以降はご契約期間終了時まで一定の金額となります。



給付金について

ご契約時に約定した金額を基本給付金としてお支払いします。なお、給付金のお支払日は、毎年のご契約期間の初日の応当日になります。

- お払い込みいただいた保険料のうち積立部分の保険料の給付金支払開始日までの期間における運用利回りが予定利回りを超えた場合には、契約者配当金を増額給付金としてお支払いします。
- 給付金支払開始日以降に積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えた場合には、契約者配当金を加算給付金として給付金支払期間の2年目以降、お支払いします。
- 給付金支払開始日の前日までに自動振替貸付および契約者貸付の元利合計額が返済されなかった場合には、基本給付金額が減額されます。また、減額された後の基本給付金額が10万円に満たない場合には、給付金支払開始日に解約されたものとして取り扱わせていただきます。

ご注意

- 積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合は、契約者配当金(増額給付金および加算給付金)はお支払いできません。
- 死亡保険金または重度後遺障害保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金支払いの原因となったケガをされた時に終了し、以後の給付金はお支払いできません。

給付金の支払期間・支払開始年齢などは、ライフプランに合わせてご選択いただけます。

- 給付金支払期間…5年以上20年以下(整数年)
- 給付金支払開始年齢…満26歳以上満86歳以下
※ただし、ご契約期間満了時年齢が90歳以下であることが条件となります。
- ご契約期間…保険料払込期間+据置期間+給付金支払期間-1年
※「保険料払込期間+据置期間」は、10年以上の整数年です。
- 保険料払込期間…6年以上58年以下(整数年)
- 据置期間…保険料払込期間終了後、給付金支払開始までの間、5年以内(整数年)で設けることができます。
- ご契約タイプ…給付金の種類をいい、「確定型」のみのお取扱いとなります。「確定型」とは、死亡保険金または重度後遺障害保険金をお支払いした場合、および保険契約が解除または失効(保険契約の効力を失うことをいいます。)となった場合を除いて、給付金をお受取りになれるタイプです。なお、給付金支払開始後に保険契約が解除または失効となった場合は、残りの給付金支払期間の給付金現価を一括してお支払いします。
- 給付金支払方法…「定額払」のほか「定額増払」があります。
定額払…第1回基本給付金額と同額を毎回お支払いします。
定額増払…初回は第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した金額をお支払いします。

補償内容について

お支払いする保険金の内容

偶然な事故によるケガのため亡くなられたり重度後遺障害が生じた場合、次の保険金をお支払いします。

(1)死亡保険金

偶然な事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に死亡・重度後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(2)重度後遺障害保険金

偶然な事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じた場合に死亡・重度後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※重度後遺障害とは、1.両眼失明、2.咀嚼または言語の機能の全廃、3.神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する状態などをいいます。

※上記(1)、(2)の保険金について、重複してお支払いすることはありません。※これらの保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

死亡・重度後遺障害保険金額は、ご契約時から保険料払込期間の最終年度まで毎年増加し、それ以降はご契約期間の末日まで一定の金額となります。

●ご契約時のご契約金額

給付金支払開始時ご契約金額÷保険料払込期間

※計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は千円単位に切り上げます。

●保険料払込期間中に毎年増加するご契約金額

給付金支払開始時ご契約金額－ご契約時のご契約金額

保険料払込期間－1

※計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は千円単位に切り上げます。

●保険料払込期間の最終年度からご契約期間の末日までのご契約金額

給付金支払開始時ご契約金額

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- 核燃料物質の有害な特性によるケガ
- むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ

ご契約期間(保険期間)

ご契約期間は14年以上62年以下の整数年となります。また、ご契約期間は保険料払込期間に据置期間および給付金支払期間を加えた期間から1年を減じた年数となり、ご契約期間の末日における被保険者の満年齢は90歳以下となります。なお、ご契約期間は最終回の給付金支払日(ご契約期間の初日の応当日)に終了しますのでその後のケガに対しては保険金をお支払いできません。

※実際にご契約いただくお客様の契約期間については、契約申込書をご確認ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。) ・事故受付センター 0120-250-119(受付時間:24時間×365日)
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ◆「ゆとり樹」は年金払積立傷害保険のペットネームです。
- ◆このパンフレットは年金払積立傷害保険の概要を説明したものです。(さらに詳しい内容については、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)
- ◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。
- ◆ご契約手続きその他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

ご注意事項

- この保険の被保険者(保険の補償を受けられる方で契約申込書の被保険者欄に記載される方)は、ご契約期間の初日において満16歳以上満76歳以下の方に限ります。
- ご契約の際、契約申込書には必ず生年月日を正確にご記入ください。
- 給付金受取人はご契約者または被保険者のいずれかの方をご指定ください。(ご指定のない場合はご契約者が給付金受取人になります。)
- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。特に、ご契約後しばらくの間は、解約返れい金がお払い込みいただいた保険料をかなり下回る場合があります。
- 保険料お払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。なお、保険料を口座振替でお払込みの場合には、振替手続きの控えをもって保険料領収証にかえさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は、給付金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 「ゆとり樹」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、「ゆとり樹」について料率改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みのご契約の保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険料および基本給付金額の変更を伴うご契約条件の変更(保険料払込方法の変更を除きます)は、ご契約期間の初日から2年経過以降でないとできません。
- ご契約期間の初日から給付金支払開始日までの期間が10年を超える契約については、10年経過以後、給付金支払開始日までの間に、契約が終了、失効または解除された場合にも、積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超過していれば、10年ごとの期間に対する契約者配当金をお支払いします。(積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超過なかった場合には、契約者配当金はお支払いできません。)
- 給付金支払開始日においてご契約者と給付金受取人が異なる場合(被保険者が給付金受取人の場合)は、その後の保険契約上の権利義務はご契約者から給付金受取人に移転することとなります。
- 月払または団体扱・集団扱月払契約で据置期間がない契約については、給付金支払開始日近くの保険料のお払込みは給付金お支払手続きの関係上、第1回給付金からの差し引きによるお払込みにかえさせていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。

【保険金の代理請求人制度について】

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしやらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

【代理店の役割】

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

【クーリングオフ制度について】

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする重要事項説明書に記載された「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

保険料の自動振替貸付について

保険料の払込方法が年払・半年払・月払のご契約において、保険料のお払込みがない場合は、あらかじめ反対のお申し出がないかぎり、所定の範囲内でお立て替え(振替貸付)します。この場合、お立替金額に対して利息(年6%)をいただきます。